

社会福祉法人やまゆり福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所として週平均3日以上業務にあたる者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対し職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、別表2に定める報酬等を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会又は評議員会に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事を除く全理事の報酬総額は、年間120万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 3 この法人の常勤理事の報酬月額及び交通費は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 非常勤理事及び評議員に対する報酬及び交通費は、別表2に定めるとおりとする。
- 5 非常勤監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2に定める報酬及び交通費を支払うことができる。
- 6 非常勤監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3に定める報酬及び交通費を支払うことができる。

（法人の要請により理事会等出席した者の報酬等）

第5条 法人の要請により理事会又は評議員会等に出席及び出張した者に対しては、別表2の規定に準じて報酬及び交通費を支払うことができる。なお、出張した者には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、旅費規程に準じて別表4に定めるとおり出張旅費として支給することができる。

（費用弁償）

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、旅費規程に準じて別表4に定めるとおり出張旅費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第7条 常勤役員の報酬等は、毎月5日までに支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、翌営業日に支払うことができる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、会議開催の都度又は必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（公 表）

第9条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月28日（定時評議員会における議決日）から施行する。

附 則

この規程の施行日は、社会福祉法第45条の36第2項に基づきハ王子市長の定款変更の認可日をもって施行日とする。（令和6年11月1日認可）

別表1 常勤理事の報酬（第4条第3項）【月額】

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬等	300,000 円	職員通勤手当を適用

別表2 非常勤理事及び評議員の報酬（第4条第4項）【日額】

(1) 非常勤理事 *非常勤監事が理事会に出席した場合も適用（第4条第5項）

区 分	報 酬	交通費
理事会等会議への出席及び出張した場合	15,000 円	公共交通機関を利用したときの運賃の実費
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	15,000 円	公共交通機関を利用したときの運賃の実費

(2) 評議員 *非常勤監事が評議員会に出席した場合も適用（第4条第5項）

区 分	報 酬	交通費
評議員会への出席及び出張した場合	15,000 円	公共交通機関を利用したときの運賃の実費
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	15,000 円	公共交通機関を利用したときの運賃の実費

別表3 非常勤監事の報酬（第4条第6項）【日額】

区 分	報 酬	交通費
監事監査への出席	23,000 円	公共交通機関を利用したときの運賃の実費
上記のほか、法人・施設業務指導等のための出勤	23,000 円	公共交通機関を利用したときの運賃の実費

別表4 出張旅費（第6条第2項）【日額】

旅 費	宿泊費	その他
実 費	20,000 円	実 費

報酬総額の算定

(評議員)

報酬総額は、定款第8条により100万円を限度として定めている。評議員定数は第5条により7~9名と定め、現在数は8名である。算定上は将来を見据え最大値の9名を使用する。

報酬単価は、現行支給額を担保して15,000円とするが、現行報酬規程で定額支給している交通費を報酬単価とは明確に区分し、個人単位の公共交通機関を利用したときの運賃として別途支給する。報酬単価は、社会通念上適切な額である。

15,000円/人/回

15,000円×9人×4回=540,000円 →開催回数が増える場合を想定し、報酬総額を100万円とする。

(非常勤理事)

報酬総額は定款で定めていない。理事定数は第15条第1号により6~8名と定め、現在数は7名である。算定上は将来を見据え最大値の8名を使用する。

報酬単価の考え方は、評議員と同じである。

15,000円/人/回

15,000円×7人(常勤理事を除く)×8回=840,000円 →開催回数が増える場合を想定し、報酬総額を120万円とする。

(非常勤監事)

報酬総額は定款で定めていない。監事定数は第15条第2号により2名としている。報酬単価については、理事会、評議員会に出席する場合は、理事、評議員と同額とし、監査、指導業務に当たる場合は、現行支給額である23,000円を担保する。交通費の考え方は、評議員と同じである。

①理事会への出席

15,000円/人/回

15,000円×2人×8回=240,000円

②監査・指導業務

23,000円×2人×2回=92,000円 ①+②=332,000円 →出席回数が増える場合を想定し、報酬総額を50万円とする。